

平成18年7月5日

内閣総理大臣
外務大臣　あて
衆議院議長

磐田市議会議長　馬渕源一

日伯間の犯罪人引き渡し条約締結に関する意見書

静岡県西部に位置する磐田市は、人口約17万5,000人のうち約9,000人の外国人が定住し、その約75%がブラジル国籍である。このような状況下で、市としてもブラジル国籍以外の外国人を含め、市民との共生社会を目指し、鋭意努力を重ねているところである。

しかし、残念なことに、外国人が犯す凶悪な犯罪が、この地域で多数発生をして、まじめに働き生活をしている外国人や、その地域に住む日本人との関係にも大きな問題として影響しかねない状況下にある。

とりわけ、この県西部において、次の3件の凶悪事件が市民に大きな不信感や不安感を与えており、すなわち、1999年7月に浜松市内で女子高校生が死亡したひき逃げ事件、2005年10月に湖西市で幼児が死亡した交通事故、同年11月の浜松市内のレストラン強盗殺人事件である。この3件は、いずれも善良な市民が巻き込まれた事件であり、その犯人はいずれもブラジル国籍であった。しかも、そのいずれの事件も、警察等の努力から、犯人の身元まで割り出したにもかかわらず、逮捕前に母国ブラジルに逃げ帰っている状態であり、母国での捜査については、いずれも不明である。

これらの被害者の気持ちを思うと、一刻でも早く、犯人の逮捕が望まれるところである。しかし、残念ながら、日伯間には、犯罪人引き渡し条約の締結が行われていない。

よって、国におかれでは、一刻も早く下記のとおり対応するよう強く要望する。

記

- 1 日本とブラジルの二国間における犯罪人引き渡し条約の締結を早期に行うこと。
- 2 次善の策として、国際刑事警察機構（I C P O）等の国際的な組織を活用し、犯人の

逮捕に向け、積極的な行動に出ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。